

令和6年7月1日

税理士法人 松丸会計事務所

*経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

賃上げ促進税制 1.5%の賃上げが条件！ 中小企業向け制度が大幅に強化

令和6年税制改正により、賃上げ促進税制が強化され、適用期間が3年間延長されました。法人については、令和6年4月1日から令和9年3月31日までに開始する各事業年度、個人事業主の場合は、令和7年から令和9年までの各年が対象となります。

【中小企業向け制度】

- (1) 適用対象：青色申告書を提出する中小企業等（資本金1億円以下の法人、農業組合等）又は従業員1,000人以下の個人事業主
- (2) 税額控除額：全雇用者の給与等支給額が前年度と比較して①1.5%（②2.5%）以上増加した場合は、①15%（②30%）の税額控除（現行維持）
- (3) 上乗せ措置①：教育訓練費の額が前年度と比較して5%以上増加した場合は、税額控除率を10%上乗せ（要件緩和）
- (4) 上乗せ措置②：子育てとの両立・女性活躍支援について所定の認定（「くるみん」又は「えるぼし」）を受けている場合は、税額控除率を5%上乗せ（新設）
- (5) 繰越控除制度：賃上げを実施した年度に控除しきれなかった場合には、5年間の繰越控除が可能（新設）但し、繰越控除をする事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限り適用可能

【中堅企業向け制度】

- (1) 適用対象：青色申告書を提出する従業員2,000人以下の企業又は個人事業主（新設）
- (2) 税額控除額：継続雇用者の給与等支給額が前年度と比較して①3%（②4%）以上増加した場合は、①10%（②25%）の税額控除
- (3) 上乗せ措置①：教育訓練費の額が前年度と比較して10%以上増加した場合は、税額控除率を5%上乗せ
- (4) 上乗せ措置②：子育てとの両立・女性活躍支援について所定の認定（「くるみん」又は「えるぼし」）を受けている場合は、税額控除率を5%上乗せ

【全企業向け制度】

- (1) 適用対象：青色申告書を提出する全企業又は個人
- (2) 税額控除額：継続雇用者の給与等支給額が前年度と比較して3%（4%・5%・7%）以上増加した場合は、10%（15%・20%・25%）の税額控除（新設）
- (3) 上乗せ措置①：教育訓練費の額が前年度と比較して10%以上増加した場合は、税額控除率を5%上乗せ（要件緩和）
- (4) 上乗せ措置②：子育てとの両立・女性活躍支援について所定の認定（「くるみん」又は「えるぼし」）を受けている場合は、税額控除率を5%上乗せ（新設）

中小企業でも、要件を満たす場合には、中堅企業や全企業向けの制度を適用する事も可能です。